



JAL CA マタニティハラスメント裁判

勝利！

和解が成立しました！

2017年6月28日東京地裁にて和解が成立しました。

私たちは完全勝利和解と受け止めています。

和解内容概要（一部守秘事項があります）

- ① 今年度から原則として希望者全員を産前地上勤務に就ける運用を行う
- ② 来年度内に原則として普通勤務（8時間勤務）と短時間勤務（5時間勤務）の選択ができる運用とする
- ③ 組合に対して、産前地上勤務の配置先、配置人数等を開示し、産前地上勤務制度の問題点円滑な運用等について団体交渉の協議事項とするなどです。

妊娠して一方的に無給休職になるのはおかしいと原告が提訴して2年。その間の裁判を通じて、JAL 日本人客室乗務員約5000人の職場で、産前地上勤務制度の枠がたった9枠しかなく、毎年300名弱の人が産前休職に入っていることも分かりました。

証人尋問では、会社側の証人に裁判長自らが「退職させるシステムに見える。妊娠したら、無給になり、アルバイトもできず、社宅や寮もだされる。どうやって生活すればいいというのか」と問いただすなど、制度の理不尽さも理解されました。



制度の理不尽さも世論に広がる！ 提訴によって制度改善できた！

提訴時も和解時も、たくさん報道されたように、この問題への反響は大きく、支援者からは「無給になるなんておかしい。9枠の選抜方法も不透明だ。」と制度の理不尽さに対し声が寄せられました。口頭弁論では毎回法廷に入りきれない程たくさんの傍聴者が集まり、裁判を見守りました。「今後、泣き寝入りする人を出したくない」と立ち上がった原告の勇気がなければ、このような制度改善の実現はありませんでした。これを足がかりに航空業界全体に影響を与えていけるよう頑張ります。 これまでの御支援ありがとうございました。



JALCA マタニティハラスメント裁判 ・未来の飛んでるママを支える会

144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-2 第一旅客ターミナルビル1階

日本航空キャビンクルーエオン 03-5756-0888 2015flyingmama@gmail.com

*facebook もご覧ください。

JAL CAマタニティハラスメント裁判和解を受けて

JAL CAマタニティハラスメント訴訟において、本日、和解が成立しました事をご報告いたします。

この裁判は、2年前に始まりました。「妊娠を理由に一方向的に無給休職にさせられるのはマタニティハラスメントであり、この実態を何とか改善したい。私と同じように辛い思いをする妊婦を二度と出してはいけない。誰もが安心して妊娠・出産できる職場になって欲しい。」という思いから始めた裁判でした。

この裁判が始まってからは、社内だけでなく全国から支援の声を頂きました。マタニティハラスメントという言葉は今では広く知られていますが、妊娠による様々な不利益、差別などで辛い思いをしながらも泣き寝入りするしかない人たちが、世の中にはまだまだ大勢いることを知りました。また、このような日本の実態に驚く海外メディアからの取材もいくつかありましたが、先進国日本においてマタハラが横行している実態は海外からは異様に映っているようでした。

私は日本航空で客室乗務員をしておりますが、マタハラの問題は日本航空だけではないと思っています。まずは日本を代表する大手航空会社であり、女性が大半を占める職場から問題を解決することによって、航空他社だけでなく、日本全体からマタハラがなくなれば良いと思っています。そして、マタハラを経験して辛い思いをしている方々が少しでも元気になって下さればと思っています。

今回の和解を、私たちは完全勝利和解だと思っています。この解決により、日本航空では妊娠による一方向的な無給休職はなくなります。2年前、裁判を始めるのはとても勇気のいる事でしたが、その時の私の思いと願いが叶い、今日、このような解決を迎えられたことを心から嬉しく思っています。

最後に、この裁判を支援して下さった職場の皆様、社内外の多くの皆様、弁護団の皆様、本当にありがとうございました。

JAL CAマタニティハラスメント裁判 原告 神野知子